

これまでの議論の整理 関連資料

(目次)

1. 就労支援について
2. 医療扶助の適正化・健康管理について
3. 生活保護受給者の住まいや生活支援について
4. 子どもの貧困対策について
5. 生活困窮者自立支援制度との連携について
6. 事務負担の軽減について
7. 生活保護の適正支給の確保策について
8. その他について

2

2

2



2

2

- 2

2

- 2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

概要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。生活保護法第55条の6に基づく必須事業。(平成27年4月施行)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4

事業内容

<就労支援>

- 相談、助言
被保護者の就労に関する相談・助言
- 求職活動への支援
履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言
- 求職活動への同行
ハローワーク等で求職活動を行う際や、企業面接の際などに同行
- 連絡調整
ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整
- 個別求人開拓
本人希望等を踏まえた個別の求人開拓
- 定着支援
就労後のフォローアップの実施

<就労支援連携体制の構築>

- 被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築

(求人開拓等)

地域の情報(福祉ニーズ、地域課題等)の集約、新たな就労(個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所)の場の発掘を実施

(連携機関)

福祉事務所・相談支援事業所(就労支援員)、ハローワーク、社会福祉法人、農業者団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援

就労

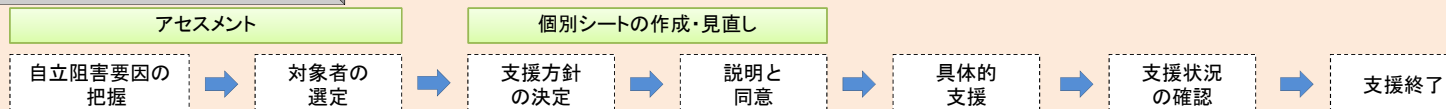
中間就労

就労体験

<稼働能力判定会議等の開催>

- 稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

事業の流れ(イメージ)



被保護者就労準備支援事業について

概要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。(平成27年4月9日社援保発0409第1号「被保護者就労準備支援事業(一般事業)の実施について」に基づく任意事業)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3

事業内容

<一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の(1)～(3)の支援を計画的かつ一貫して実施する。

(1) 日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

(2) 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

(3) 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

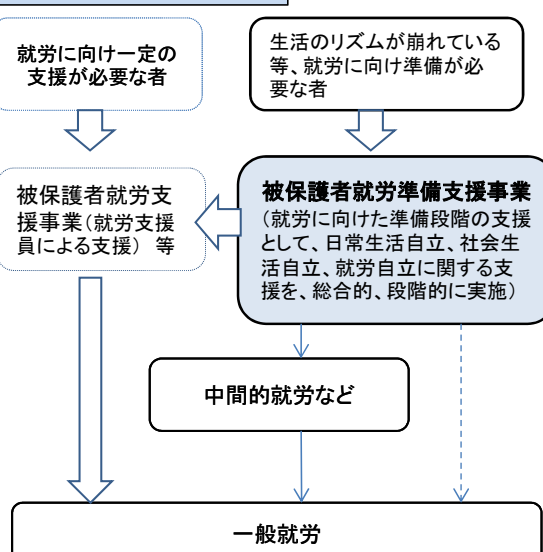
<就農訓練事業>(平成28年4月より開始)

- 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

<福祉専門職との連携支援事業>(平成29年4月より開始)

- 障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を生活困窮者等への就労準備支援に活用する。

支援の流れ(イメージ)



状態像に合わせた支援メニューの例

- ・ワークショップ・セミナー・グループワーク・職場見学・就労体験・模擬面接・ボランティア活動への参加等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)

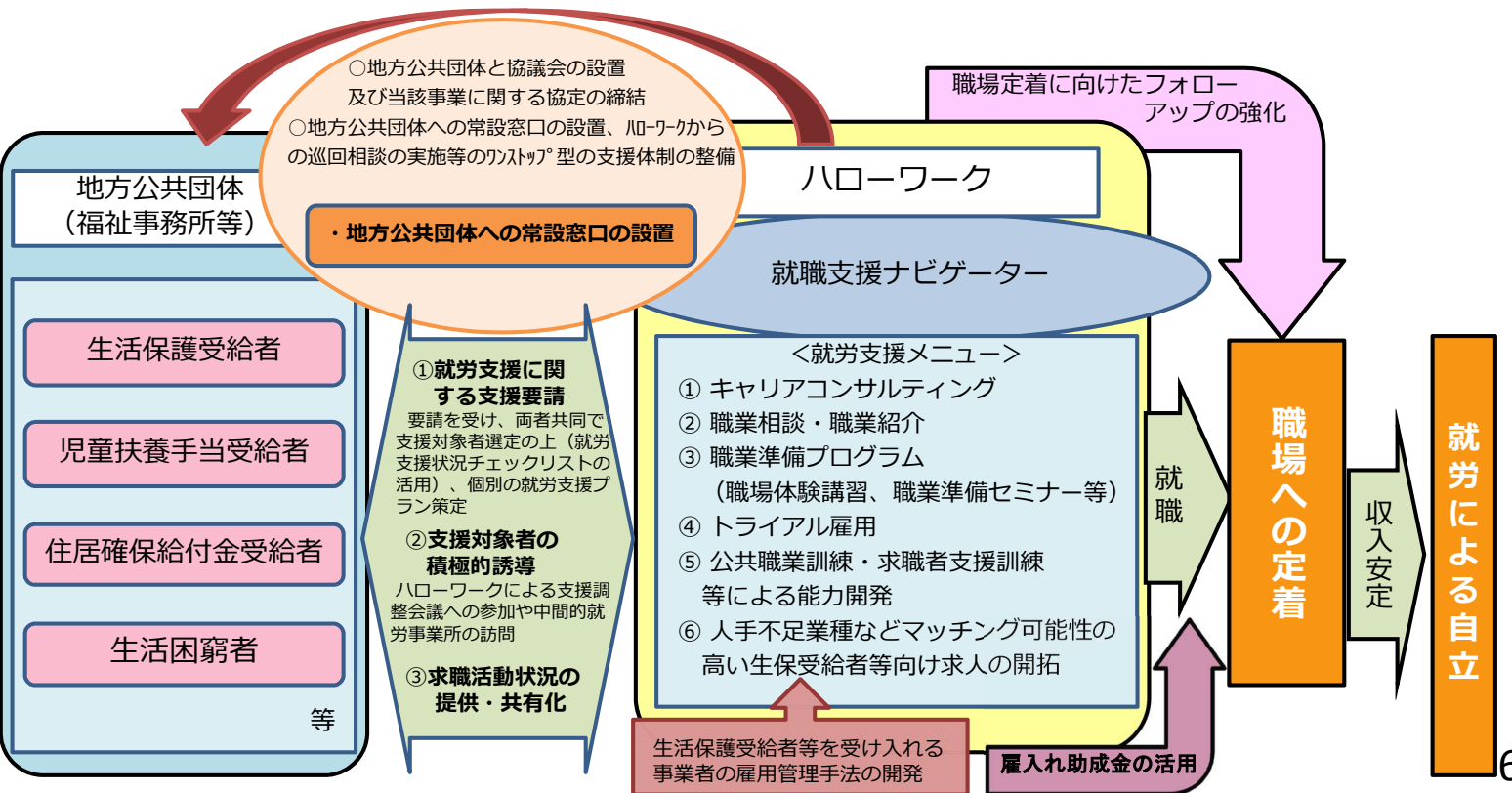


(就職面接等の講座)



生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施してきたところ。生活保護受給世帯数の高止まり、平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法の施行に伴う支援対象者の増等にも対応するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



生活保護受給者等に対するワンストップ型支援体制の整備状況

自治体への常設窓口の設置及びハローワークからの巡回相談の実施により、平成28年6月1日現在で全福祉事務所1,247か所の約8割をカバーしており、ワンストップ型支援体制の強化により、支援対象者の的確な把握、支援の早期開始を実現。

1. 常設窓口 195か所

(平成29年6月末現在)



※平成29年度末までに204か所まで増設予定

2. 巡回相談 856か所

(平成28年6月1日現在)



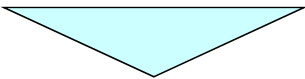
ワンストップ型支援体制のメリット

- 支援対象者の誘導がスムーズ(予約以外も随時対応可)
- 生活面と雇用面で連続性のある支援が可能
- 求職活動状況等の情報共有が可能
- 就労意欲を損なわない早期支援が可能
- 支援方針や対応状況等に関するケース会議が容易

就労支援事業の好事例収集と効果的な支援手法に関する調査研究
(社会福祉推進事業)

- 各自治体では様々な手法によって生活保護受給者に対する就労支援を実施しているが、その取組状況には大きな差が出ている。
- 効果的な事業を実施している自治体がある一方で、就労支援への取組が十分ではない自治体もあると考えられる。

就労支援事業への参加率 最も高い県69% 最も低い県20%
就労支援事業を通じた就労・増収率 " 59% " 25%



自治体における就労支援の取組の好事例を収集し、就労支援の効果的な実施方法を分析することで、今後の就労支援の充実につなげていく。

(調査方法)

自治体へのアンケート調査やヒアリングを通じて、生活保護受給者個々人の学歴、職歴、受給期間、就労意欲の程度など就労阻害要因に応じた就労支援の実施状況やその効果について調査・分析を行い、効果的な支援のあり方等を類型化し、自治体への周知を図る。

※平成29年秋頃中間とりまとめ予定

就労支援事業への参加の促進に向けた調査について

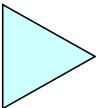
- 就労支援事業対象者(保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者の数)33.9万人のうち、事業参加者(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業等の参加者)は12.1万人(35.8%)。
- 事業に参加していない21.8万人のうち、「就労中の者」が12万人、「ハローワーク等で求職活動中の者」が6万人含まれている。就労中の者でも、就労支援事業への参加によって増収が図られたり、より効果的に求職活動が行うことができることから、積極的に事業参加の働きかけを行うことが考えられる。
- 就労支援促進計画の実績調査において、これらの者のうち、十分に稼働能力を活用していない者や、十分に求職活動をしていない者等の数を把握し、各自治体の就労支援促進計画における目標設定に反映させることで、事業参加率の向上を図る。

就労支援事業への参加状況(H27年度実績)

①就労支援事業対象者	②事業参加者	③事業に参加していない者 (①-②)	④事業参加率 (②/①)
33.9万人	12.1万人	21.8万人	35. 8%

H28年度調査(H27年度実績)項目

就労支援事業対象者数	
事業参加者の状況	事業参加者数(率) 就労・増収した者の数(率) 生活保護費削減額 生活保護廃止者数(率)
事業に参加していない者の状況	就労中の者の数 ハローワーク等で求職活動中の者の数 事業を実施していない又は事業に空きがないため参加できない者の数 その他の者の数



H29年度調査(H28年度実績)項目

就労支援事業対象者数	
事業参加者の状況	事業参加者数(率) 就労・増収した者の数(率) 生活保護費削減額 生活保護廃止者数(率)
事業等に参加していない者の状況	就労中の者の数 十分に稼働能力を活用していない 稼働に係る援助方針について検討中 十分に稼働能力を活用している ハローワーク等で求職活動中の者の数 十分に求職活動していない 稼働に係る援助方針について検討中 十分に求職活動している 事業を実施していない又は事業に空きがないため参加できない者の数 その他の者の数

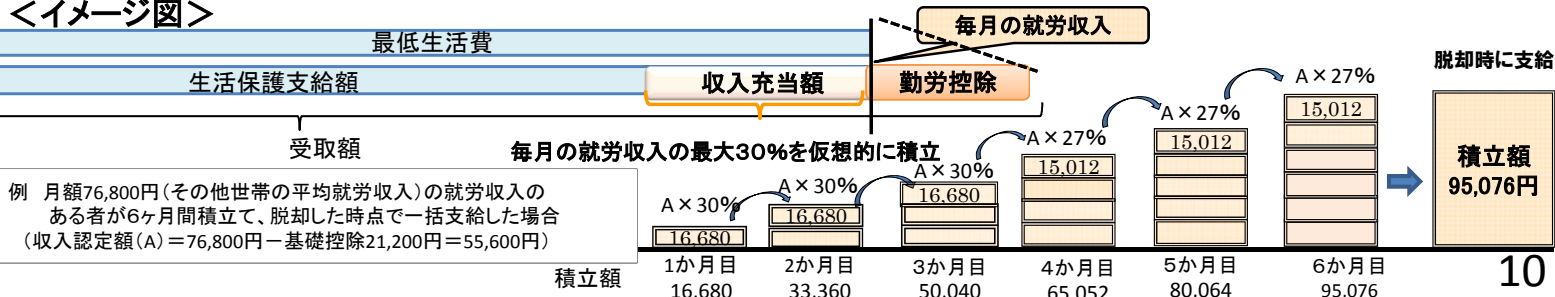
就労自立給付金について（生活保護法第55条の4第1号）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に支給する制度（就労自立給付金）を創設する。

制度概要

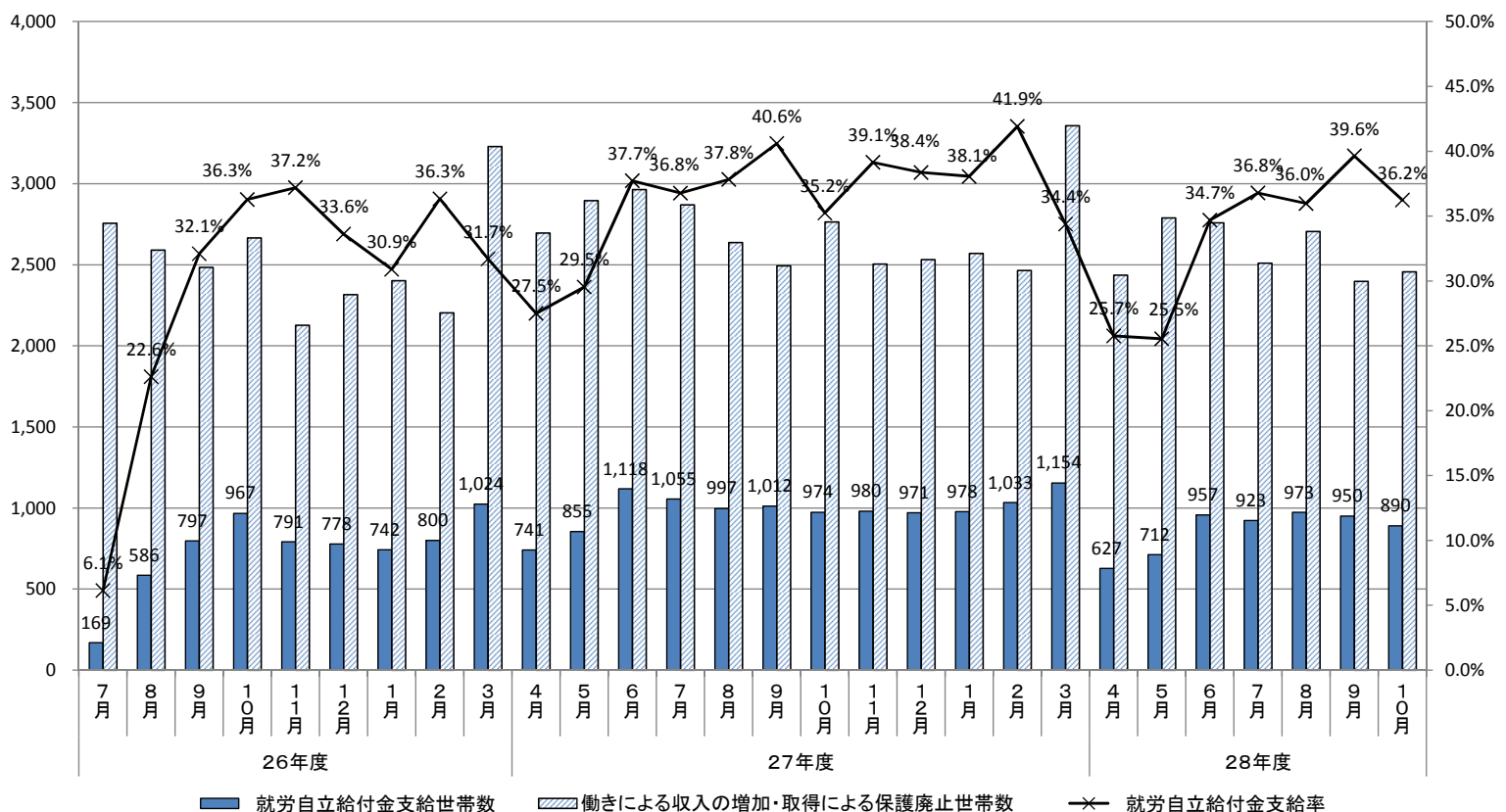
- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 算定方法：算定対象期間（※1）における各月の就労収入額（※2）に対し、その各月に応じた算定率（※3）を乗じて算定し、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 再受給までの期間：原則3年間
 - ※1 算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
 - ※2 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額
 - ※3 算定率：保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点とし、1～3月目までは30%、4～6月目までは27%、7～9月目までは18%、10月目以降は12%

<イメージ図>



就労自立給付金の支給状況

支給件数（平成27年度）：11,868件



出典 被保護者調査（平成23年度以前は、福祉行政報告例）平成26年度は確定値、平成27年度、平成28年度は速報値。

※ 就労による保護廃止世帯数は、「働きによる収入の増加・取得」による廃止数。
就労自立給付金は、保護課調べ 平成26年7月～平成27年3月の支給世帯は推計。

2. 医療扶助の適正化・健康管理について

12

生活保護における後発医薬品の使用促進の取組

法改正時の見直し

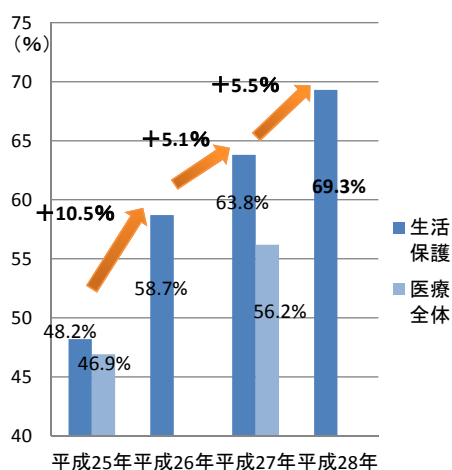
生活保護法改正により、後発医薬品の使用を促すことを規定(平成26年1月1日施行)

第34条第3項 (略) 医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品...を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

※ 後発医薬品の使用が可能であるにもかかわらず、先発医薬品を希望する受給者に対しては、

- ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
- ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、福祉事務所の健康管理指導の対象とする。

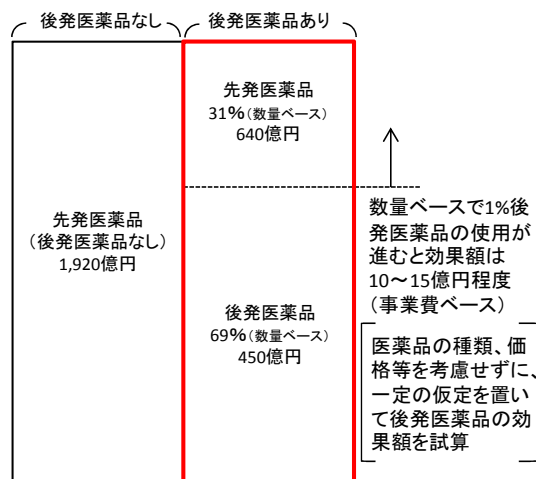
取組の効果



使用割合(数量シェア)の出自:
医療扶助実態調査(各年6月審査分)、
医薬品価格調査(薬価本調査)(速報値)(各年9月取引分)

医療扶助における薬剤費の推計

【薬剤費 約3,010億円(事業費ベース)】



- ・入院患者の包括評価部分(DPCを除く)
- ・薬剤費は、1ヶ月分を12倍したもの

法改正以降の新たな取組

【平成27年度～】

1. 福祉事務所における後発医薬品使用促進計画の策定(院外処方)
2. 院内処方の使用割合が低調な医療機関に対する後発医薬品使用促進の要請

【平成28年度～】

1. 改革工程表に、後発医薬品の使用割合の目標を設定
[KPIの内容 → 2017年(平成29年)末までに75%等]
2. 地域の薬局等と連携した服薬指導のモデル実施

【平成29年度における取組】

- ・外部評価を取り入れたPDCAサイクルの実施について予算に計上。

【今後の検討】

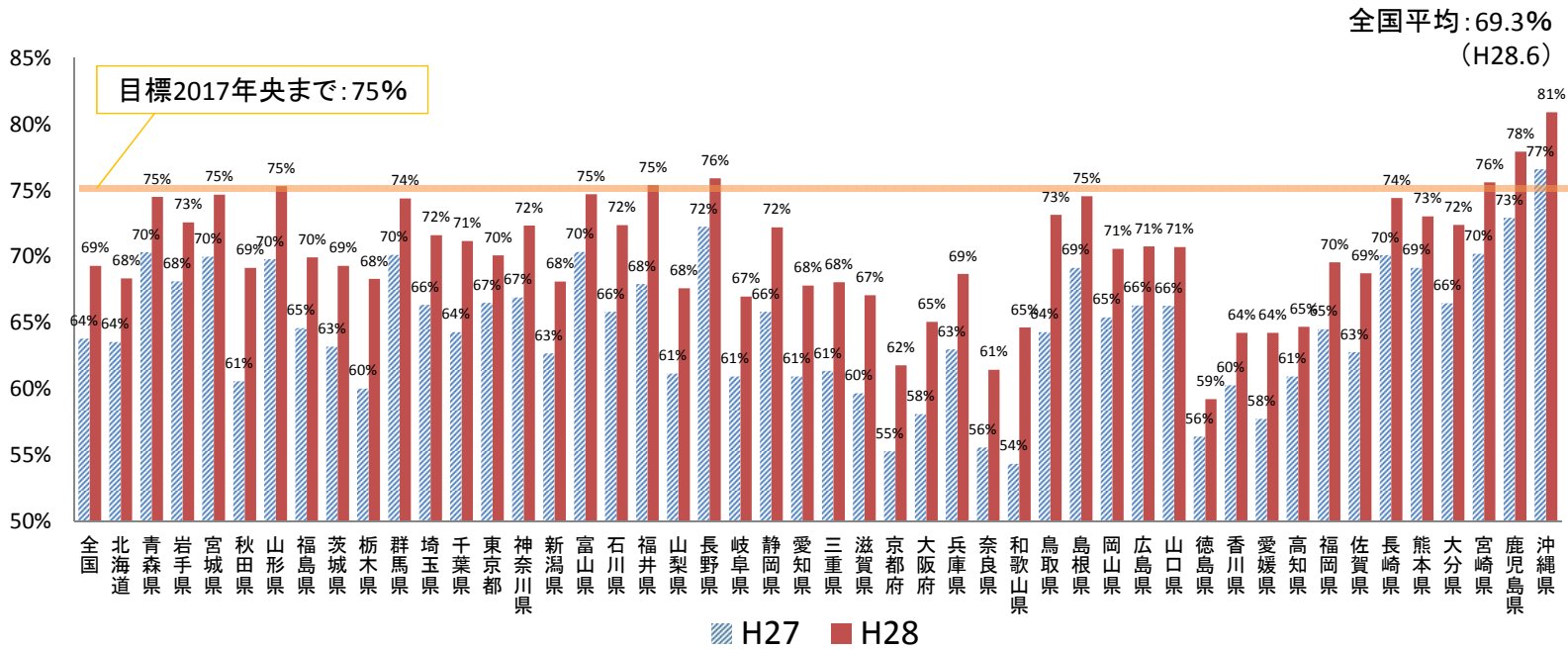
- ・平成29年度に行う制度全般の検討の中で、後発医薬品の使用促進に係る更なる対策について検討。

13

医療扶助における後発医薬品使用状況の地域差(速報値)

○ 医療扶助における後発医薬品の使用割合(数量ベース)を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約22%ポイントの差がある(平成28年6月審査分)。

医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)の地域差
(平成28年6月審査分と平成27年6月審査分の比較)

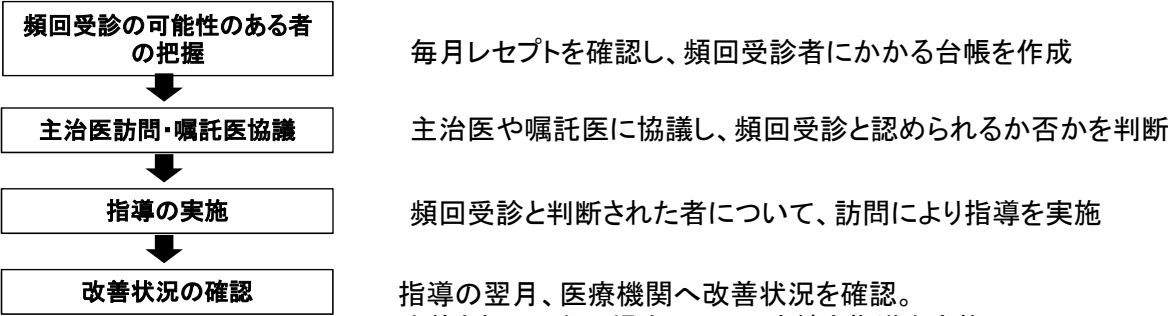


注: 後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。
資料: 医療扶助実態調査(各年6月審査分)

頻回受診の適正化について

頻回受診の指導対象者
医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認めた者

適正化の対応



【頻回受診の改善の状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15以上の通院が3か月以上継続している者数)(A)	18,969人	16,526人	15,462人	13,548人
適正受診指導対象者数(B)	4,146人	4,012人	3,809人	3,020人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,749人	1,844人	1,749人	1,365人
改善者数割合(C/B)	47.01%	45.96%	45.92%	45.20%

【平成28年度からの取組】

- 改革工程表を受け、福祉事務所等において、頻回受診適正化計画を策定して適正受診指導を推進

【平成29年度における取組】

- 受診指導の対象者の範囲を順次拡大しつつ、外部評価を取り入れたPDCAサイクルを実施することについて予算に計上

<対象者の範囲> 同一疾病で、同一月内に同一診療科を15日以上受診する一定の者(短期的・集中的に治療を行った者等を除く。)にまで拡大

<対象者拡大の段階的实施> まずは、補助事業上の対象者を拡大(将来的には全ての福祉事務所を対象者を拡大することを想定)

生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会について

【構成員名簿】

(五十音順・敬称略) ◎:座長

岡山 明 生活習慣病予防研究センター代表
◎尾形 裕也 東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
小田真智子 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室
医療・介護係長
小枝恵美子 全国保健師長会常任理事

津下 一代 あいち健康の森健康科学総合センター長
藤内 修二 大分県福祉保健部参事監兼健康づくり課長
中板 育美 日本看護協会常任理事
松本 吉郎 日本医師会常任理事

【開催状況】

平成28年7月～平成29年4月7日 計5回開催

(参考)【改革工程表の内容】

「経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月経済財政諮問会議決定)」において、「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」することが盛り込まれた。

16

生活保護受給者の健康管理について

〈平成29年4月の検討会における議論のまとめ〉

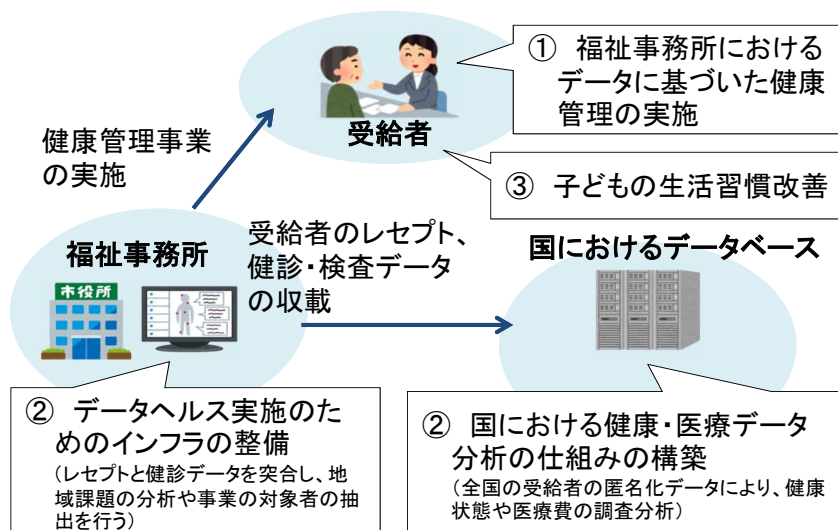
取組の趣旨

- 生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。
- 医療保険におけるデータヘルス※を参考に、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進、それによる医療扶助費の適正化を進めることが必要である。
- 生活保護世帯の子どもは健康的な生活習慣が確立していない場合が多いことから、子どもについても、学校健診等のデータを入手し、学校等と連携して適切な生活習慣の確立に取り組むことが望まれる。

※ 健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施

取組の方向性

- ① 全国の福祉事務所において、生活習慣病の予備群と該当者に対するデータに基づいた健康管理の実施
 - 取組の手順・内容の標準化を行い、PDCAサイクルにより計画的に推進
 - 医療扶助費の適正化につながる
- ② 受給者のデータヘルス実施のためのインフラ整備、国が健康・医療データを分析するための仕組みの構築
- ③ 子どもの生活習慣改善を目指した取組のモデル実施



今後の予定

生活保護法の制度改正に向けて、データヘルス実施の枠組や具体的な実施方法、情報システムの構築について、更に検討を進める。また、子どもの生活習慣改善を目的とした取組のモデル的な実施を検討。

17

3. 生活保護受給者の住まいや生活支援について

18

無料低額宿泊所について

無料低額宿泊施設

○ 生計困難者のために無料又は低額な料金で利用させる施設(社会福祉法第2条第3項第8号)であり、事業を開始したときは、都道府県知事等へ届け出なければならない。

○ 箇所数:537箇所、入所者数15,600人(うち生活保護受給者14,143人)

※施設数等は平成27年6月末時点。

(参考)社会福祉各法に法的位置付けのない施設

○ 箇所数:1,236箇所、入所者数16,578人

※施設数等は平成27年6月末時点。調査時点で生活保護受給者が2名以上利用している施設数であり、入所者数は生活保護受給者に限る。

無料低額宿泊所等に対するこれまでの取組

○ 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針(ガイドライン)策定

○ 平成22年度～ 優良施設への支援(居宅生活移行支援事業)

→ 生活指導・就労指導を行い、居宅生活への移行を支援するため、無料低額宿泊所に指導員を配置する際の人件費等の財政支援を実施。

○ 平成27年4月 ガイドラインの見直し

→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈(定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等)を具体的に示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。

○ 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し

→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。

延床面積	15㎡～11㎡	10㎡～7㎡	6㎡以下
減額率	△10%	△20%	△30%

※ 生活支援を行う無料低額宿泊所等への居住が自立助長の観点等から必要と認められる場合は、適用しない。

19

生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会について

生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方をテーマに、関係者による意見交換会を開催。

■意見交換会参加者（五十音順・敬称略）

氏 名	現 職
大西 豊美	全国救護施設協議会会長
岡部 卓	首都大学東京大学院教授
奥田 知志	NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長
難波 勉	大阪市福祉局生活福祉部保護課長
滝脇 憲	NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事
立岡 学	NPO法人ワンファミリー仙台理事長
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授
野村 泰洋	東京都福祉保健局生活福祉部保護課長
菱田 貴大	NPO法人エス・エス・エス理事長
水内 俊雄	大阪市立大学都市研究プラザ教授
宮澤 進	NPO法人ほっとボット代表理事

■意見交換会の開催実績

＜平成28年10月21日 第1回＞

・現状認識と課題等について

＜平成28年12月21日 第2回＞

・宿泊施設による支援ニーズへの対応について

＜平成29年 2月 2日 第3回＞

・宿泊施設の実情について

＜平成29年 2月13日 第4回＞

・行政機関との関係について

＜平成29年 3月22日 第5回＞

・これまでの議論を踏まえた意見交換

＜平成29年 4月21日 第6回＞

・議論の整理

20

生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会（議論の整理）概要版

平成29年5月11日

1. 基本的考え方

- ◆「無料低額宿泊所」等の中には、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者がある一方で、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在することから、①悪質な事業者を規制しつつ、②生活支援を行う良質な事業者が、活動しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

2. 具体的な検討に当たっての視点

① 悪質な事業者に対する規制について

- ◆ 無料低額宿泊所については、本来、一時的に宿泊をさせる場所であり、社会福祉法においては、第2種社会福祉事業と位置付けられているが、一部の地方自治体では、条例で、無料低額宿泊所等に対する規制を行っており、社会福祉法の規定に加え、改善命令、勧告・公表などを規定しているところ。
- ◆ 悪質な事業者に対し、居住環境等の改善を促すには、現在の「ガイドライン」という形ではなく、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない設備及び運営となっている事業者等に対しては、行政が改善命令、勧告・公表などを行うことができるよう、法令上の必要な規定の整備を検討する必要があるのではないか。

② 生活支援について

近年、単身での生活が困難な生活困窮者等が増加してきており、日常生活上の相談に應じたり、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在する。生活保護受給者を含めた生活困窮者等に、生活支援を行いつつ、社会とのつながりを提供することは、将来的に、就労・増収等を通じた生活保護からの脱却につながるとともに、医療や介護の必要性を低減させることにもつながる。

現在、無料低額宿泊所等において、生活保護受給者に生活支援サービスを提供している場合、その費用は生活扶助及び住宅扶助が充当されているが、生活支援の提供にかかるコストに対応した支出の仕組みを検討することが必要。

- ◆ 客観的な指標を作成し、生活支援を必要とする者の状態像を明確化し、その者の状態に応じたサービスを確立していく必要があるのではないか。また、サービスの内容（アセスメント、プランニング、介入、評価）の標準化が必要ではないか。
- ◆ 無料低額宿泊所等については、「一時滞在型」と「長期滞在型」という2つの類型を基本としつつ、それぞれの利用者像、利用期間、施設の基準（構造設備及び運営基準）等について、検討してはどうか。また、地域で生活する生活困窮者等に対する生活支援についても、併せて、検討する必要があるのではないか。
- ◆ 居住者の生活の質が確保されるよう、その者が入所する施設の基準やサービスの水準を定めるとともに、一定の情報公開を求めるなど、法令遵守（コンプライアンス）の状況を確認する必要があるのではないか。具体的な手法については、生活保護基準での対応や、事業として対応する方法などが考えられるのではないか。

21

保護施設の概要

		救護施設			更生施設			医療保護施設			授産施設			宿所提供施設		
目 的		身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う			身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う			医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う			身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する			住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う		
扶助との関係		生活扶助を居宅において行うことができない場合、居宅では保護の目的を達しがたい場合等、被保護者を救護施設、更生施設等に入所させ、又は入所を委託して生活扶助を行うことができる						医療扶助の現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは指定医療機関に委託して行う			生業扶助の現物給付のうち、就労のために必要な施設の共用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設等の施設を利用させ、又は授産施設等に委託して行う			住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設に委託して行う		
設置主体		都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社														
運営費		措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）														
整備費		法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 （都道府県立・市町村立は18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし）														
施設数	設置者	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
	27	185	39	146	19	15	4	59	2	57	18	6	12	11	7	4
定 員		16,697人			1,408人			－			573人			810人		
在所者数		16,984人			1,409人			－			347人			372人		

（注）施設数以下の資料：「社会福祉施設等調査報告」（平成27年10月1日現在）

22

4. 子どもの貧困対策について

23

子どもの学習支援事業について

※平成29年度予算 : 35億円

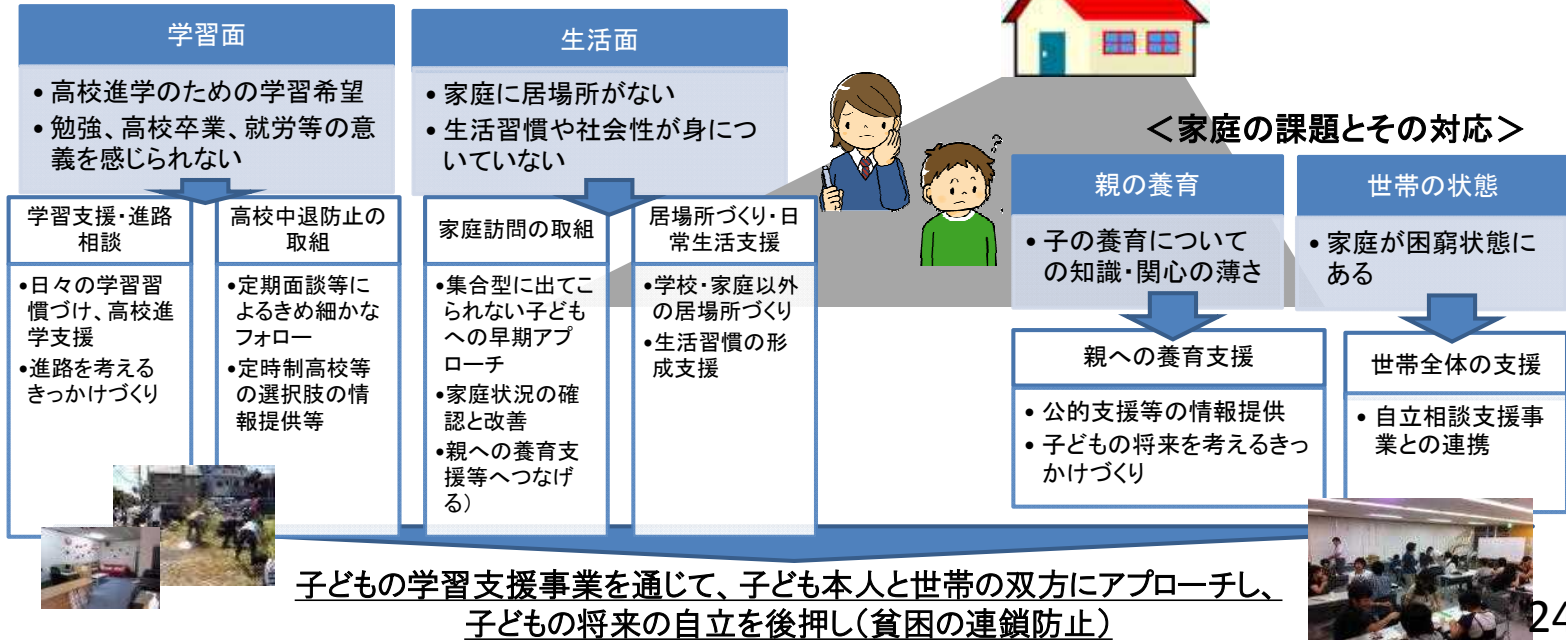
事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>



子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

目的

※平成28年度から実施

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
- ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- ② 学習習慣の定着等の学習支援
- ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等であって、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理を行う管理者を配置する。

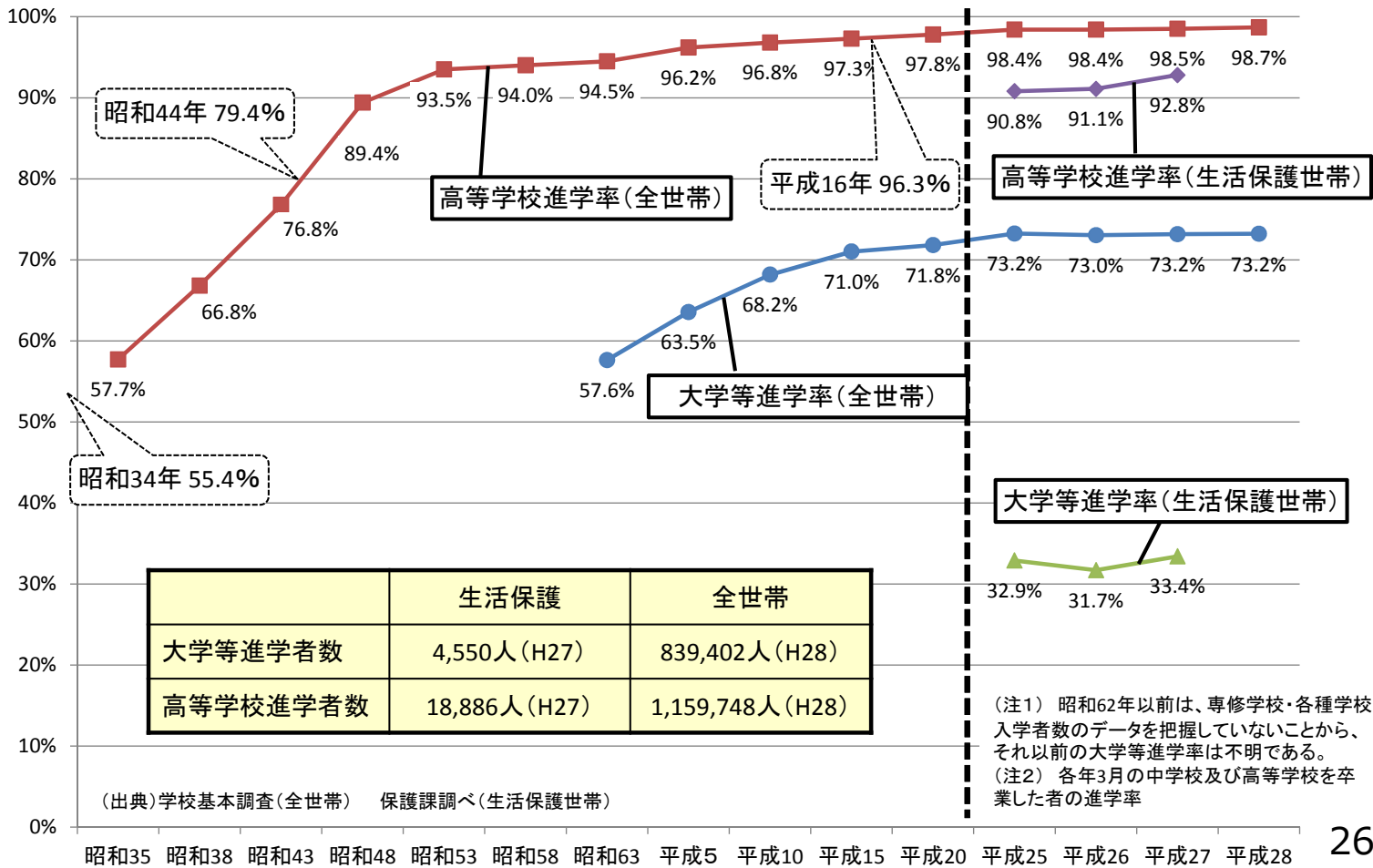
【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村
 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 【29予算額】母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を計上。



高等学校、大学等進学率の推移

○昭和45年から全員生活保護世帯内で高校進学を認め、平成17年には高等学校等就学費を創設

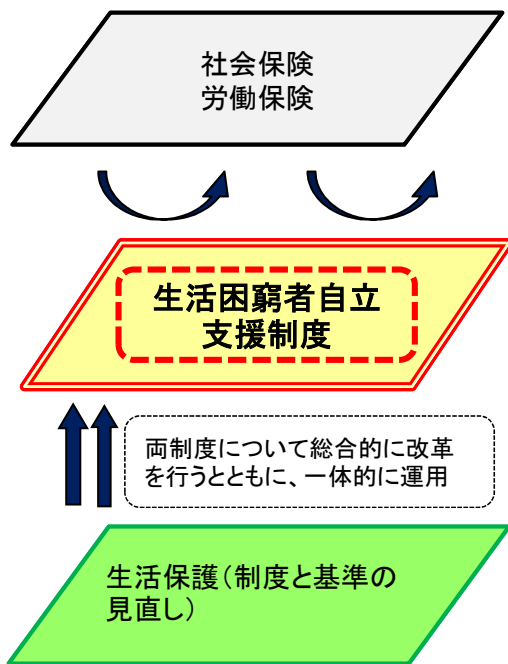


5. 生活困窮者自立支援制度との連携について

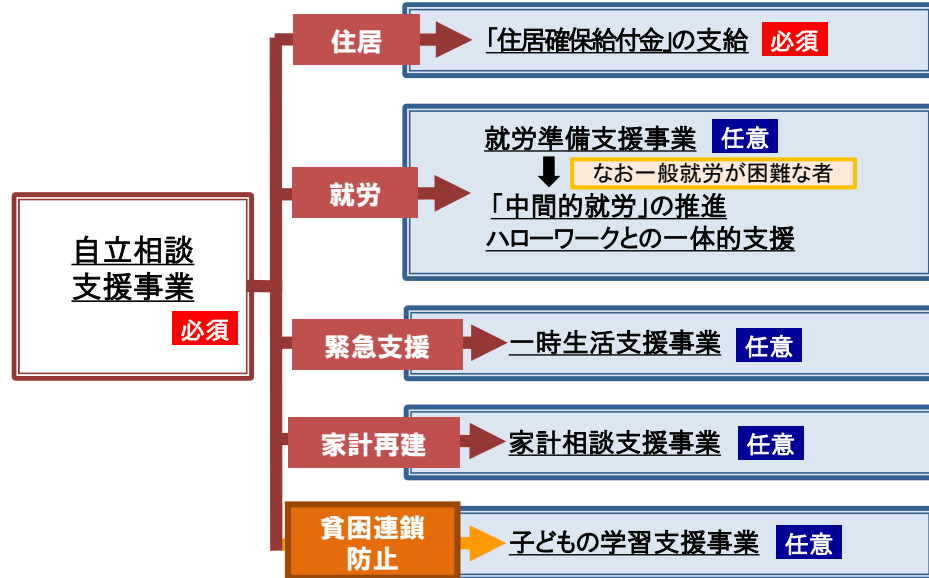
生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者自立支援制度について

生活保護制度及び生活保護基準の見直しに併せて、就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者について包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化（いわゆる「第2のセーフティネット」の強化）を図るため、生活困窮者自立支援法が平成27年4月より施行。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】

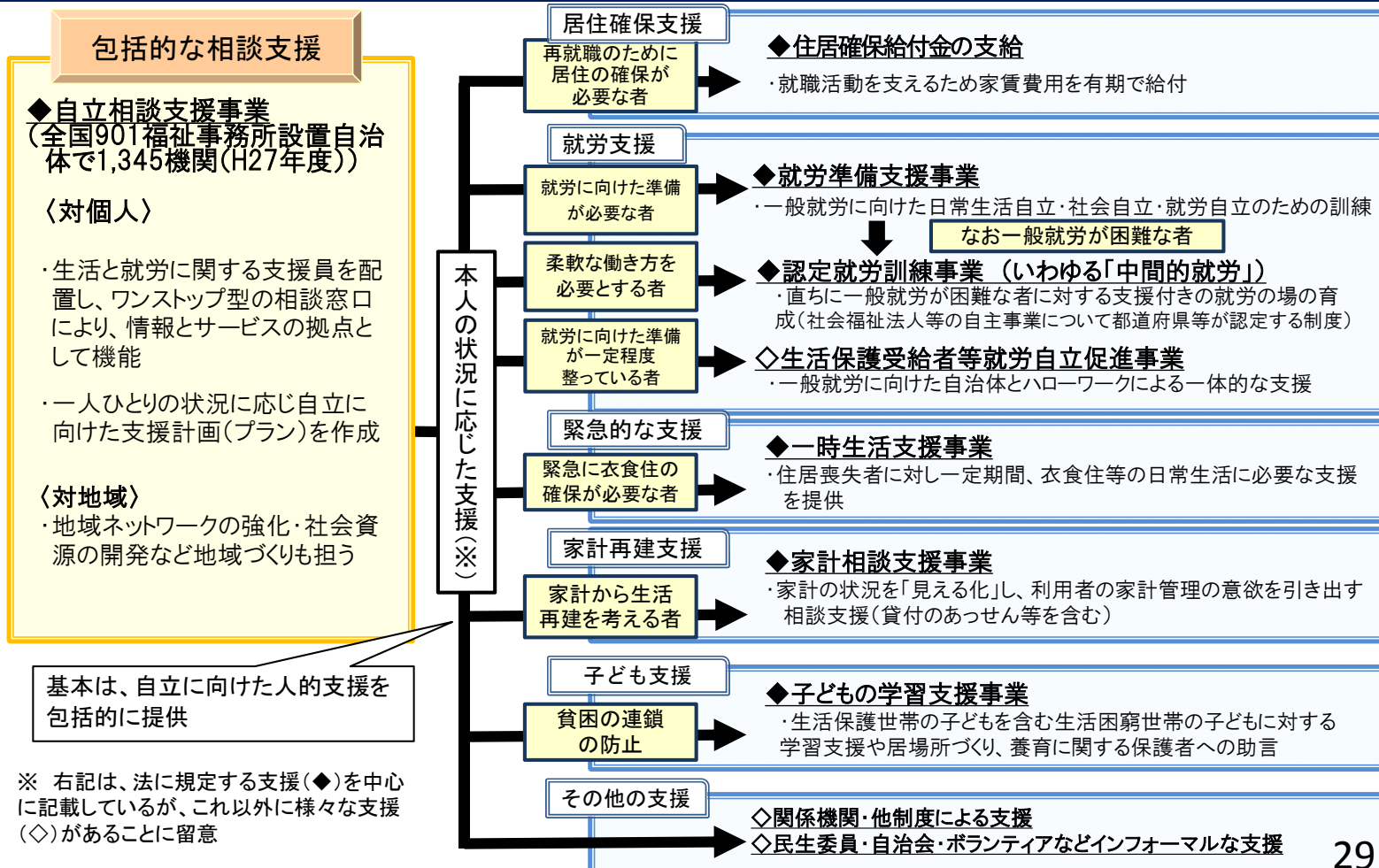


生活困窮者自立支援制度の体系



28

生活困窮者自立支援制度の概要



29

就労支援関係事業の実施状況

○ 特に就労支援関係事業については、両法に基づく事業を一体的に行える枠組みとなっており、半数程度は一体的に実施されている。

1. 就労支援関係事業の実績(生活困窮者自立支援法・生活保護法)

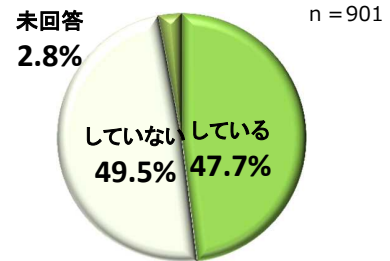
【生活困窮者自立支援法】

【生活保護法】

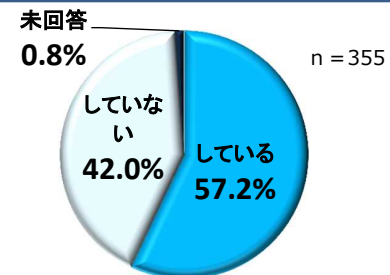
	H27年度実績等		H27年度実績等
支援対象者 (ニーズ量)	就労支援対象者 約2.8万人 困窮者法独自の オーダーメイド支援 が効果的な対象者 (推計) 約2.4～3.4万人	支援対象者 (ニーズ量)	事業対象者 約33.9万人 ※保護の実施機関が就 労可能とする被保護者 の数。就労中の者や就 労支援事業等に参加せ ずに就労活動を行って いる者等を含む。
自立相談支援事 業の就労支援	22,430件 (901自治体)	被保護者就労支 援事業	83,237人 (901自治体)
生活保護受給者 等就労自立促進 事業	14,650件	生活保護受給者 等就労自立促進 事業	67,611人
就労準備支援 事業	1,833件 (244自治体)	被保護者就労 準備支援事業	6,869人 (172自治体)
認定就労訓練 事業	161件		

※複数の支援事業に参加した者は重複して計上。

2. 自立相談支援事業と被保護者 就労支援事業との一体的実施



3. 就労準備支援事業と被保護者 就労準備支援事業との一体的実施



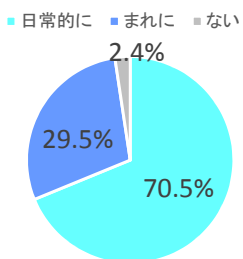
(資料出所) 2、3ともに平成28年度生活困窮者自立支援制度事業実施状況調査。3の回答数は平成28年度の就労準備支援事業実施自治体数。一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合等を指す。

関係機関から相談がつながる際の実態④

平成29年6月8日
社会保障審議会生活困窮者自立支援
及び生活保護部会(第2回) 資料1

○ 福祉事務所(生活保護担当)からは、①生活保護の相談段階と、②生活保護廃止の段階でつながっている。

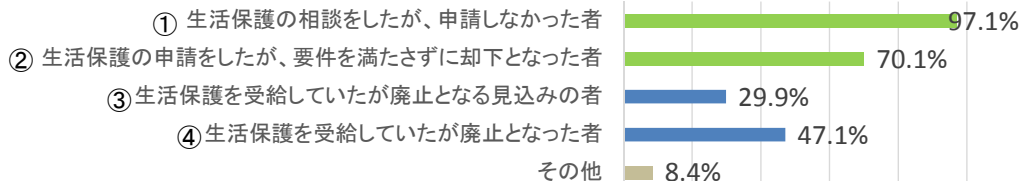
1. つながってきた実績



n=550、福祉事務所(生活保護担当)が困窮者法所管であるが自立相談支援事業を委託している415自治体及び福祉事務所(生活保護担当)が困窮者法の施行に直接関係していないとする135自治体の回答。

2. つながってきた相談者の状況

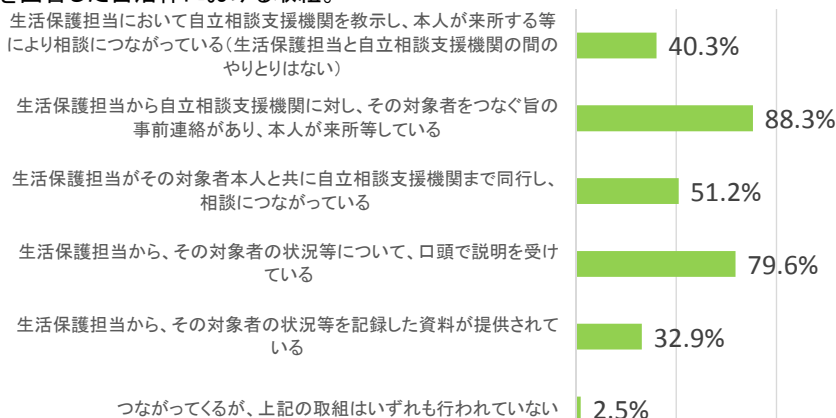
(複数回答)



3. 生活保護相談段階でつながる際の取組

(複数回答)

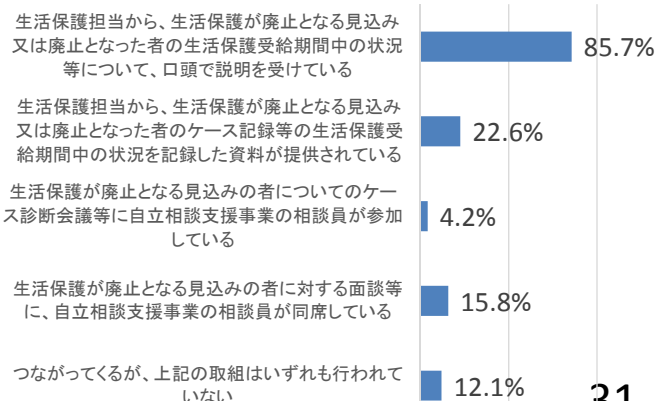
n=529。2で①・②の双方又はいずれかを回答した自治体における取組。



4. 生活保護廃止段階でつながる際の取組

(複数回答)

n=265。2で③・④の双方又はいずれかを回答した自治体における取組。



6. 事務負担の軽減について

32

費用返還義務(法63条)に関する地方からの提案等への対応

○ 費用返還義務(法63条)に基づき生じる債権については、①破産法における取扱い等管理の在り方、②被保護者の申出に基づく保護費との調整について、生活保護制度の見直しの中で検討することとされた。

提案団体が求める措置の具体的内容



平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)(抄)

生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第252条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認行為の例外として明記するなどの改正を求める。

生活保護

(iii) 生活保護法第63条についての検討

費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直しの検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

提案団体が求める措置の具体的内容



平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)(抄)

生活保護法第63条の規定による費用返還について、法78条の2の規定のように、被保護者の最低限度の生活を維持することが出来る範囲で、かつ、被保護者からの申し出があれば、保護費との調整が可能になるよう法改正など適切な措置を講じること。

生活保護

(iii) 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

33

7. 生活保護費の適正支給の確保策について

34

平成25年生活保護法改正における不正・不適正受給対策の強化等

- ◎ 生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するためにも、厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げ等を実施。

【施行期日：平成26年7月1日】

主な改正内容

(1) 福祉事務所の調査権限の拡大

- 「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加。また、調査対象者に過去に保護を受給していた者を追加 (※)保護受給期間中の事項に限る

- 福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける

(※)回答義務の対象の例

自動車の所有状況(運輸局の自動車登録情報)など資産の状況に関するものや、市町村民税、児童手当、失業等給付、国民年金など収入の状況に関するもの

(2) 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ

- 不正受給の罰則について「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引上げ

- 不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた金額を上乗せすることを可能とする

(3) 不正受給に係る返還金の保護費との調整

- 確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有している場合、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めたときは、保護費と調整することを可能とする

(4) 扶養義務者に対する報告の求め

- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする

※要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要な者に対する保護の妨げとなるおそれがある場合は除く。

35

不正受給の状況

不正受給件数は増加しており、そのうち約6割は稼働収入の無申告や過少申告。

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当り の 金 額	告 発 等
	件	千円	千円	件
23	35,568	17,312,999	487	57
24	41,909	19,053,722	455	109
25	43,230	18,690,333	432	106
26	43,021	17,479,030	406	112
27	43,938	16,994,082	387	159

(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(2) 不正受給の内容

内 訳	平成27年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	20,245	46.1%
稼働収入の過小申告	5,637	12.8%
各種年金等の無申告	8,343	19.0%
保険金等の無申告	1,466	3.3%
預貯金等の無申告	572	1.3%
交通事故に係る収入の無申告	641	1.5%
その他	7,034	16.0%
計	43,938	100.0%

(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

36

経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

⑨生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し

医療扶助費の適正化のため頻回受診対策や後発医薬品の使用促進を強化するとともに、生活習慣病予防等のための効果的・効率的な健康管理に向け、データヘルス実施の仕組みを検討する。子供の生活習慣改善に向け、学校等と連携したモデル的な取組について検討を行う。生活保護世帯の子供の大学等への進学を含めた自立支援に、必要な財源を確保しつつ取り組む。就労支援事業について、参加率や就労・増収の状況に大きな地域差が存在していることを踏まえ、就労支援を推進する。扶養の状況等を把握し、適切な保護の実施を図る。

生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態との均衡等の観点からきめ細かく検証する。級地について、見直しに向け必要な検証等に取り組む。

支援につながっていない生活困窮者を把握し、世帯全体への支援につなげる相談支援体制の整備を進め、地域の実情を踏まえ、就労準備支援事業の促進策や家計相談、子供の学習支援、居住支援の推進など、自立に向けた支援メニューの見直しについて費用や効果の観点も踏まえつつ検討する。

37

生活保護における居住地特例について

- 生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実態を把握し、必要な助言・指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要があることから、被保護者の居住地又は現在地を所管する実施機関（福祉事務所）が保護の実施責任を負うのが原則。
- 一方、被保護者が日常生活上の世話・生活指導を受ける施設に入所する場合には、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例を講じている。

居住地特例が適用される施設の例

施設の種類	生活保護の居住地特例	(参考)介護保険の 住所地特例
救護施設	○	—
無料定額宿泊所	×	—
障害者支援施設	○	—
特別養護老人ホーム	○	○(※1)
有料老人ホーム	×	○
サービス付き高齢者住宅(有料老人ホームに該当するもの)	×	○(※1)
サービス付き高齢者住宅(有料老人ホームに該当しないもの(※2))	×	×
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	×	×

※1 定員が29名以下の地域密着型の施設は住所地特例の対象外

※2①特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの

②賃貸借方式のもの、又は有料老人ホームに該当するサービスを提供していないもの

38

8. その他

39

都道府県の役割に関する規定の例①

	障害者総合支援法	児童福祉法
責務規定	第二条 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。	第三条 2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉にする業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。
都道府県が行う業務に関する規定	(都道府県の地域生活支援事業) 第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。 【障害者総合支援法施行規則】 (都道府県の地域生活支援事業) 第六十五条の十四の四 都道府県は、法第七十八条第一項の規定による事業において特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うに当たっては、当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指文字に係るもの、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うものとする。 (法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業) 第六十五条の十五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。	第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。 イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。 ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。 ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。 ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。 ホ 児童の一時保護を行うこと。 ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

都道府県の役割に関する規定の例②

	老人福祉法	介護保険法
責務規定	第四条 国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有する。 2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。	第五条 2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。 3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。
都道府県が行う業務に関する規定	(連絡調整等の実施者) 第六条の二 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 この法律に基づく福祉の措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 二 老人の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。 2 都道府県知事は、この法律に基づく福祉の措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。 3 都道府県知事は、この法律の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理する福祉事務所に委任することができる。	(共同設置の支援) 第十六条 都道府県は、認定審査会について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。 2 都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。 (都道府県の援助等) 第三十八条 都道府県は、市町村が行う第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)(又は保健所による技術的事項についての協力)その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。 2 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務(第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定により認定審査会が行う業務をいう。以下この条において同じ。)を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、都道府県介護認定審査会を置く。 (介護支援専門員の登録) 第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)(に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)(の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。 (報告等) 第六十九条の三十八 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。